

第5章 空き家等対策の実施体制

空き家等対策に取り組むための実施体制を整備し、本計画を着実に進めていきます。

5.1 町役場における体制整備

本計画の推進母体となる町の体制を整備するため、次の施策を推進します。

(1) 「湯河原町空き家等対策推進協議会」の運営継続

空き家等の問題を総合的・計画的に推進するため、「湯河原町空き家等対策推進協議会(以下、「協議会」という。)」の運営を継続します。

協議会は、町長をはじめ、建築や不動産等の専門家等により構成され、空き家等の問題を総合的に検討するとともに、特定空家等の判断を行います。

(2) 庁内連携体制の整備

空き家等の多岐にわたる問題解決のため、関係部署の分野横断的な連携体制の整備や情報共有の仕組みを整備します。

(3) 専門家団体・地域団体等との連携

空き家等の問題は多岐にわたるため、問題を解決するためには専門的な見地が必要となります。また、空き家等は地域全体に影響を及ぼす可能性があることから、自治会や民生委員、地域で活動しているNPO法人・ボランティア団体などの地域団体等とともに問題解決に向けた取組を行っていくことが重要です。

そこで、専門家団体や地域団体等と連携し、空き家等の複合的な問題に対応することができる仕組みを構築します。

5.2 町民からの相談対応

町民からの専門的な相談を含め、様々な相談に迅速かつ適切に対応できる体制づくりを推進します。

(1) ワンストップ相談窓口の設置

空き家等の問題は多岐にわたるため、相談者はどこに相談に行けばよいのか分かりにくい状況となります。そこで、空き家等に関する町民のすべての相談を一か所で対応する総合相談窓口を空き家等所管課に設置します。その窓口では、相談員が直接相談に応じるとともに、相談内容に応じて専門部署への取り次ぎや、専門家の紹介等を行います。

(2) 相談会の開催

専門家団体等との協力により、町民の空き家等に関する問題や不安の解消を図ることを目的とした相談会の開催を実施します。

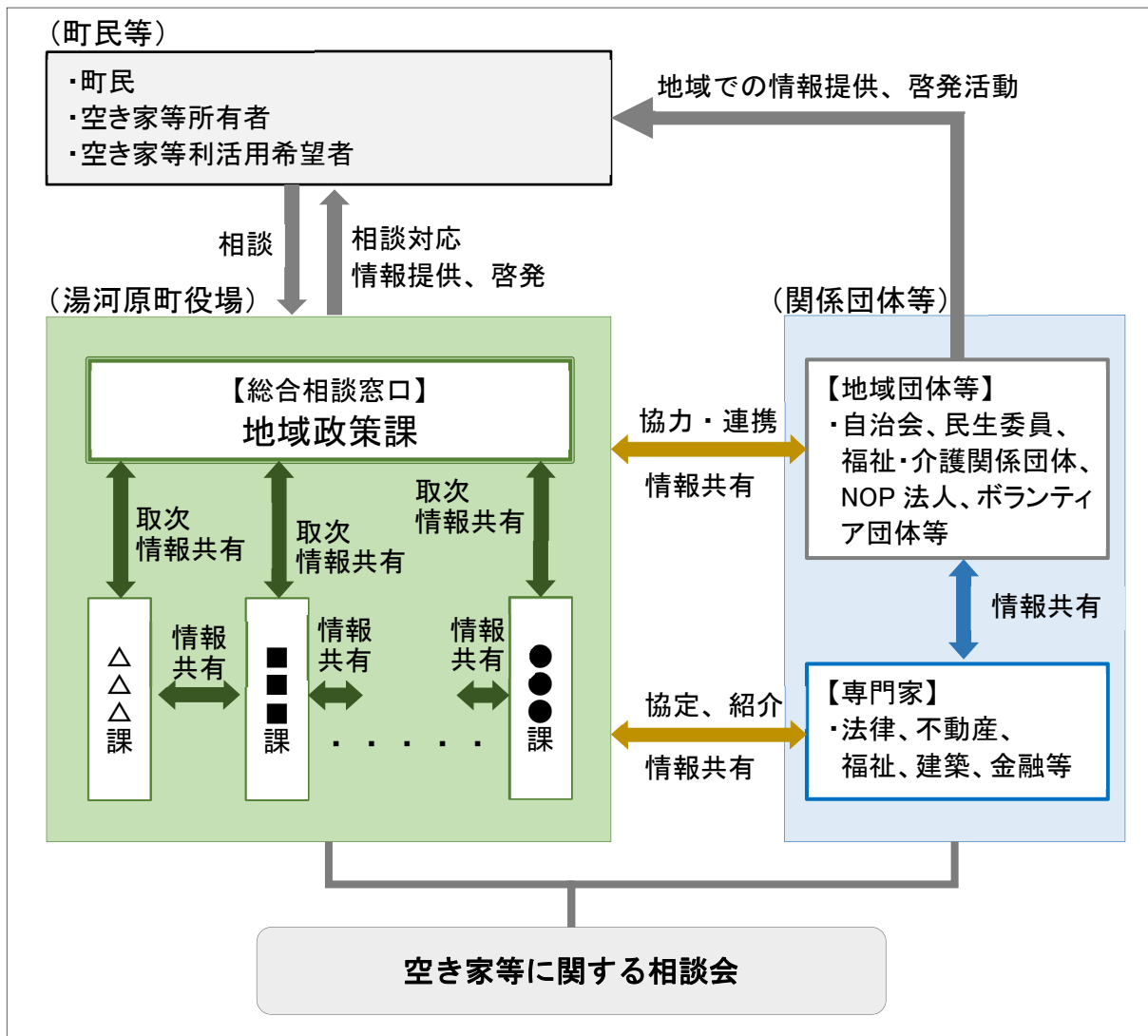


図 空き家等相談体制（イメージ）